小川為治著述

開化問答二編 上

小川為治著述

開化問答二編

序

夫七絃琴を弾じ詩を弄するものハ人の耳を感ぜしむること三味線を引て浄瑠璃を語る者に及バず論語を引て小言をいふ者ハ人の頬を膨らしむるニて猿栗毛を弁出して異見をいふものニ及バず七絃琴や詩や論語ハ世界で学者先生と呼るる人ニあらざれバ知らぬものニして三味線や浄瑠璃や猿栗毛ハ世間でカラ世界

苦楽を身にうくる人までハ常に眼に見口に
語り心に悟る所のものなれバ凡そ世
間にむづかしき道理を知りたる者ハ少し
むづかしき道理を知らざるものハおほし
むづかしき道理をしりたる者ハ自から
力にてそれむづかしき道理を知り得べし
とハいへどもむづかしき道理ハ技知らざる者ハ他
人の力にすがらざれバむづかしき道理を知

さたとあらはず然ればむづかしき地理をも
ゆきとゞきたるもむづかしき道理を教ふるはま
たとむづかしき道理を知りたる者の務といふ
御尤然り実に務なり然れば此務をつと
むる仕方にこそ矢張むづかしき仕方を以てせざ
ばならぬなりむづかしき仕方を以てせば
この骨折るとはその甲斐なきなり如何なる
それ世間の親の小児に薬をのまする仕方や

小児ニ薬をのまするニハ必ず菓子を以て
これを誘ふ菓子抔以て誘へバ小児ハその菓
子の甘き味ひにて薬の苦きを知らず
これをすゝめてその病気たちまちニ平愈す
アヽ婦女子の知れ世帯の抱の小児ニ薬をのませ
る仕方や善巧し此仕方ハこれを押移して何
事の上ニも用ゐるべし 我嘗てこの仕方ニ感
心せしことあり故ニこの開化問答を作りし趣ハ

決してむづかしき文字やむづかしき文句を用ゐずして勉めてかなカラ無茶苦茶と申ざる法方ゝの者こそ乃法心に思ひしその法白に仰さるゝ所の文句を撰ミとりたり然れどもあの書乃義ある道理をまなべて熊膽や黒丸子よりものゝよくきゝもなくして且その文句ハ於市や松風などの風俗にいたるはなほさらかなカラ世条苦茶と申ざる法方で此中にハ一口もてろゝてなすれのゝ

まことそいろくにおむづかりあそばさるまじ
いふべしよしおむづかりあそばすなら
ばおむづかりのましおけのしおむづかりあそば
さるればこそ自分の御病氣此年迄全せぬまでなり
よしおむづかりなあそばさずそのまゝのあそばおむづ
かりしおけよアヽ否コレコレさまゝに腹をたつことを
なかれ蓋しその道理ハたとへバ病のもとハ
きよのなりとも常にその清心に思ひしその

清口に御まかせ乃に加へ候て麁末ならぬとも於

市や松風乃風味をもつて清進めまゐらすると

なけれバ並ず召上らぬとハ御せらるゝにバ並ず

召上らぬとは御せらるゝまでもなき銭二厘の

序とす

明治八年四月　　小川為治


惺々暁斎



目録

㈠ 政府の成立基の問答

㈡ 人民の政府に對する職務の問答

㈢ ポリスの問答

㈣ 大陽暦の問答

㈤ 地券發行の問答

㈥ 證券印紙發行の問答

㈦ 貨幣紙幣の問答

開化問答二篇巻上

小川爲治著

舊平

サテ開次郎さん、過日も足下に對しいろいろわからぬ不理窟を論せしに足下の深切を以て其等の道理を一々御辨解下されたるゆゑ、夫故によりて僕の是までの疑念も大方消失せ、胸中も恰も雲霧が散じて明月を見る如くになりて誠にありがたき事に覺え升、その後もいらぬ御世話ながら持タが病にて御話しの趣

を以て懇意の人物を見懸くれば、説得がてらよりく話したる事もござる、さるゝ中には屈服する人もあり或は強情にてかれ等の議論のみにては承知せぬ人もあり、その承知せぬ人の言葉をきけバまた至極尤の道理に覚え、かれがため僕もまた一層の疑惑を増したる事でござる、しかれバ今日集上せしハ余の儀にあらず、かれ等の人より聞受し議論を以てまた足下にお話し申し、僕の疑惑をとかんためにて、閑さん毎度お暇かきの事ながら今日もどうぞ僕の相手をなされて下され

ませ、サテ開さん第一番に僕にもからざるは今の御
役人方の職務でござる、元公方様の時代には御大老
御老中若年寄を御三役と唱へ、天下の政事は總て此
の御役人方の進退にて、その下に列なる寺社奉行は
神社寺院の事を掌り町奉行は町方の事を掌り御勘
定奉行は總て百姓に拘りたる政事を掌り公事訴訟
の類はみな此の御役人方の引受にて、その規則正
しくして手筈のよく整ひてゐたる事は今更いふま
でもござりません、實に天保年間の世界は此の上もな

き泰平の時にて一寸志たる話しなれども公方様が
召上る御菓子ばかり一年中に六万両位御買上げに
なッたと申升、されば世間の殷富なる事は其れに準
じて推計らるゝ次第にて正真に天下泰平國土も安穏と
いふ言葉に適ひし時節は元の公方様の御治世の事
でござりませう、ところが今の政府は厳重なる規則ありて、
萬事の手筈がよう整ひてゐたるゆゑてござるそれに
引かへ只今の御政事は何のきなダ、僕はこれまで太政
官や大蔵省といふものは金札の名前とのみ心得ゐたり

しふ志よハ役所乃名ださうでござる、左大臣や右大臣ハ神様乃門番をして居る木像の名にあらずして、太政官乃役名ださうでござる、その他参議ダノ筮竹ダノといふ役名にて恰も百人一首乃名前付乃如くその舊平などふに以理窟がサツパリその筋合を曉る事が出来ませんソコデかく性根も志れぬ役名乃人が政事を執行ふにとゆゑ昔しのおもかけの失果てたるハ尤千萬ふて役所にハ煉化石となり役人にハ窄袖細袴乃毛唐人となり法觸ハ布告にてチンプン漢語乃四角張

ツたる文字となりて民百姓を闇夜に知らぬ山路をたどる如く我戸籍を誰が支配する事か我家督を誰が保護する事か我年貢運上を誰に差出すべき我公事訴訟を誰に裁判して貰ふべきかさらにその目的の志せぬより或ハ規則に觸れ罪科を犯して恐ろしき災難に陥る者が澤山ならざる蓋しかく世の有様の變革たる根原ハ政府にて舊来の仕来りをミなあしきこととし慢に毛唐人の真似をするゆゑでござる全體毛唐人の面を髯が生えてむさらしき者なる

御役人方ニハ皆毛唐人ノいふ所を信仰し随て毛唐人
ノ言葉を以て天子様まで詐騙しまゐらしたる次第ニて
かゝる時節ニ出逢ふ我々ハ実ニ迷惑千万なる事ニぞんじ
升 サテ政府ニてかく民百姓の難渋を引起しおはせニて天子
様ノ御身上が富貴ニなりしかと思へバさにもなくして
天子様の御身上ハ却てまづしく貧乏ニ陥りしやうニ
見え升 そのわけハ昨年の春天子様の御所が炎焼せし
ことがござるさるニ今日まで其の御普請が出来ずして矢
張仮御殿ニ御住居なされる所を以て見ればおはせ天子様

乃御身上の貧乏になりし證據にてまた下々乃心服せざるのも推計らるゝ次第でござる昔し公方様乃御住居が焼失する事ありとも僅ヵ三月の間に元乃如く御普請が出来上りて公方様が穢悪同様なる住居を一年も二年もなさせる憂を決してなかツタものでござるされど今の天子様乃御身上を昔し乃公方様乃御身上に較ぶれバ提燈と釣鐘程乃相違にて實に天子様は情なきなど可愛さうなるものに存じ升されどもおそれなから慢に毛唐人を眞似日本乃古風を捨て賜ふ所より生ず

る自業自得の報なさぞ無據次第でござるナント開さん
今天子様が先規仕來りをすてゝ性根もしれざる役名を
採用なされまたは譯のわからぬ政事の仕方をなさるゝを詰
り諸向の益もならず又下々の益ともならざる事にて
いはゆる骨折損の草臥儲なされかゝる餘計の從事は諸
廢しになされ矢張昔しの通り諸三役或は三奉行など
の諸役人をもつて諸政事を執行させられなされて
り民百姓が心服して只今の如く諸住居ハ諸暮し支な
きるゝ憂もなくして元の公方様の如く殷富なる諸

暮しをなさるゝ事を得るならんとその舊平などを景
ながら楽まるゝ事でござるが、それに付き足下の説見込も
如何でござる

開次郎

あるなれど舊平さん足下の説疑念一寸聞ますぞ理に適ふ
説むの世ゝに覚ゆれどそれをよく／＼考へ見ますれば本
を正さぬ僻論にて畢竟とるにたらぬ不理窟でござる幸
ひ今日はその開次郎用事もなく間暇の事なれば其
是より足下の説相手になり僕の思ふ所を底蘊なく説

話しアさんとぞんじ升 サテ初編にも一寸話しアタル
通り元来國の政府ハその人民の權力の寄合しものな
れバ國の政府にて行ふ百般の政事ハもとよりその人民
の安樂を謀らんために行ふ仕事ニ相違ござりませんさ
るに舊来の政府ハ總て其の趣意に悖り人民の安樂を
謀るべき政事を以て却て人民の疾苦を引おこしたる次第
にて畢竟人民を以て政府の所有物と心得し也ゑでご
ざる政府の趣意かくの如くなれバ世の有様もまたそ
れに随ひて弱き者ハ恒に強き者の暴虐に逢ひ威勢

多き者ハ恒ニ威勢少き者ニ恥辱を與へ人間の交際恰も禽獣の群の如くにして今より古昔を考ふれバ實ニ胆のつぶるゝ程馬鹿げたる世界でござりし今かく僕が舊政府の事を誹謗するも殆ど暇ニなかりし奉公人が舊主人乃非を数ふる如く甚だ腹黒なる仕業なりといへどもその非を擧ざればその道理が聞えぬ故無據木の下に於てもまたいさゝか撮擧て舊政府の道理に背きたりし次第柄を御話しやせんまづ第一足下の仰らるゝ御三役或ハ三奉行をはじめ下々の小役人ニ至るまでその

役義を得る有禄を考へざらんなされ即心願といふ内
願ととなへ權勢ある役人の門戸臺所に媚び諛ひ我
身上を傾くるほどの賄賂進物を用ゐかくして稍くその
人の取持を蒙りてその役義を得る次第でござる心願
人のかく無益に金銭を費やしても役義をだに得れば
また他より賄賂進物をとりさて我これまで使ひ捨たる入
用に忽ちとり返す事を得るゆゑなりこれを以て見れば
昔の役人は恰も免許を受けて行ふ盗賊の如くその政
府は盗賊の集會所とも云ふ可きものでござるなる

不正なる役人を以て組立たる政府ゆゑその政事の無理非道をもとよりいふまでもござりません今の世を公事訴訟の上に就て論せバ吟味役の理の曲直に拘わらず恒に進物の多少を以て裁判するゆゑなれバ今日願人が進物を贈れバ願人の風波をよくし明日相手方より賄賂を用ゐる世バ相手方の旗色を盛んにし竟にその勝公事を進物の多き方に与ふる事でござる全躰裁判を政府の役目中第一番肝要のことなるにそれがかくの有様なれバその他の無理非道をいふまでもござりません

さすれバ昔しの世ハ嘯児と地頭にハ勝れぬといふ諺乃通り政府といひ役人といへバ百姓町人乃金銀財産ハ勿論妻や娘を強奪せんとも更にさし構ひなきが如く百姓丁人ハかゝる無理非道なる仕向を受くるとも些とも訴ふべき所なきゆゑたゞ口を黙して涙を飲り込むばかりにて実に今より十年ばかり以前まてハ悲しいとも辱らしいともいハんかたなき世の有様でござり升々然れ等の事ハ今僕が口新しく談しましたとて足下の御心中にて元乃世界の有様を御考へ比なされてサツパリと御了解にならん

事にてナント舊平さん足下もその頃ハ政府や役人を
無理非道なる仕業をする者と思召たる事でござら
うサテ古より世に政府といふもののある道理を御話しやさ
ん譬バ男女一群の人数ありて或る無人の土地を見
出しこれに移住ある事あれバ直に家を作り地を耕
し山に薪を採り野に獸を狩り海に魚を漁りして各々
衣食住の計をなす事でござらうかくの如く人々骨折
を勉むれバ自然に衣食住の手立も備り餘計の品物
も貯へらるゝ事にして餘計の所有物あれバまた互

に交易して各々その心情を饜かしめ幸福を擁るに次
第でござる此の人々の有様かくの如くなれバ皆安楽に
て更に心配もなかるべき筈なれども人の料簡に奸曲
の多き者出来或ハ人の束ねておきし薪を盗むもの
あり或ハ人の取入ておきし穀物を掠むるものあり
甚しきハ恒に腕の強きを恃ミ人の所有物を奪取り
て我物顔に用ゐるものもありて竟に此の一群に傷
く料簡の者一人もなき事になり各々ただ人の物を掠奪
せんとのミ心掛ける有様に陥る事でござる勢ひ此の

まゝに捨おかれて一群の混雑も勿論終に生活の道も盡果つる事ゆゑ仲間一統相談の上悪事をする者あれバ大勢にて取押へこれを懲らす法を設くる事ありこれ即ちや、政府の成立姿でござるサテ追々人数も殖え家数も増してきた元の様に仲間一統集會する事も手重になり且集會すとも折合のつかぬ懼れもあるゆゑ更に相談の上仲間中より若干の人を名代人に撰み出しこれをしてこれ等の規則を設くる事及び規則を執行ふ事を引受させしむこれ即ち後の立法官及び行政官の姿でござ

るさりながら悪事を行ふ者あるときは其の名代人一統集
會あるとき却て面倒なる事なれバ更に其の中より若干の
人物を撰ミ出しまかせをして恒に仲間の規則に從ひて
裁判する役目を引受けしむるなれ即後の裁判官の姿で
あるさなれバ人民に政府といふ者綺羅星の如く居列
べし其の系原を尋ぬれバ一ツも其の道理に外るゝえなき筈
であるさせバ我々の治めらるゝ日本の政府といふともそ
の成立基を大方其の道理に相違なき事に心得升其の
故に政府の御威光といふ者もとより人民の御威光に

て畢竟政府が人民より預りてゐるものに間違はござりませ
ん其せんを舊来の政事はたゞの預り物を以て預ヶ主を壓
く取扱ひたりし次第にて預ヶ主もまた芋の煮えたも御
存じなき獃癡ばかりなりしゆゑ無理非道の仕向を受
くといへども猫にあひたる鼠の如く首を縮め尾を隠し
只管に其に順従して貴君の御無理諸式を匍匐蹐跼て
ゐたることけふして其の馬鹿らしき事いふまでもなく今
更にこれを考ふれば無念千萬に覺え升る是即政府の
成立道理と舊来の政事の道理に背きてゐたりし譯

柄でござるサテ又世界萬國政躰の摸様に至りてハその國柄と人民の風俗とによりていろ〳〵の差別あることなれども其を括ねて區別すれバ大低君主政治貴族政治共和政治の三政躰に歸する事でござる君主政治とハ國に代々世襲の君主ありて政權總て君主の手にあるをいふ貴族政治とハ國中の身分よき者寄合ひ政事を行ふをいふ共和政治とハ身分の高下に拘はらず國内の人民總て政事に與かるをいふ此の三ツの中貴族政治や共和政治の事柄ハ今御話し申ス所にあまり入用なき事なれバサット

片隅へ取除けおきて君主政治ハ夫の話しに就き入用の政躰ゆゑ夫の譯柄のくはしう話しませう抑君主政治ハ二通りの差別ありて一を立君獨裁といひ一を君民同治といふ立君獨裁とハ君主の權威際限なくして一國の人民を以て總て君主の所有物とし人民の財産を與奪するハ勿論其の身命を生殺する事もミな君主一人の料簡より出るをいふ蓋し古来より日本漢土の政事ハミな夫の君主獨裁にて偶仁惠なる天子や國王が出る時ハ人民が安樂なる政事を掌る事ありといへども其の

人の息子もまた親に似ぬ鬼子にて地獄の鬼より酷き仕業
を以て人民を針の山に苦しめ血の池に泣かせ恒に三脉道
の苦痛を受けさせる次第でござるされば君主独裁は
全く正真の道理に背きたる者にてこれを野蛮の政治と
いふべし則かくの如き政治の下に住居する人民の無学文
盲なるはいふまでもござりません又君民同治とも一定の
規則を以て君主の権威を制限し萬機の政務を總て
君主と人民と相談の上執行ふをいふゆゑ文明開化と
人の羨む英吉利杯の政躰にて正真の道理に適ひたる

も勿論實に善美を盡したる政治でござる蓋し夫等の道理も今より二十年ばかり前まではからクチヤクチヤで世間に誰一人之を知る者なかりしに西洋と交際がひらきてよりかの國の學者等の議論が渡來し漸く世間にこれを信ずる者ありて遂に夫等の道理が日中へ出る事を得たる次第でござるされば舊來の政事は何事もみな公方樣一人の榮耀榮花を盡さんために設けたる者にして將軍の株だに手に入るぞ誰にても其の榮耀榮花を盡す事を得らるゝゆゑ少しく知惠のある奴はなん

でもむやみに騒動を好みその騒動に乗じて甘く天下をせしめんと較計たるわけにてかの明智光秀が信長公を弑し大閤秀吉公が光秀を誅し徳川家康公が秀頼公を亡ぼしなどその唱ふる所も各く異りといへども畢竟みな奸計詐術を以てその貪婪強欲の情を逞くせし仕業に相違ありません此の故に明智の政事が豊臣より劣れるにあらずして徳川の政事が豊臣より優れるにあらずただこれ等の人も博徒が博奕をする如く天下を以て賭物とし互にその命数を充しめんとせし

事なりせば何時の世までも人民が手足を伸ぶる事あたはざりしはもとよりこのあるべき筈にて竟に人民の狭き料簡から家も政府の借物地面も政府の借物金銀諸道具も政府の借物、妻や娘も政府の借物さまでには我身命まで政府の借物と心得政府が家をよこせといへば唯地面をよこせといへば唯金銀諸道具をよこせといへば唯妻や娘をよこせといへば唯身命をもよこせといへば即承引して唯といふたとへ心中には無理なる仕業非道なる仕向と歯をかんで恚

り足摺りして怨むとも明白ニその筋道を論ずれバ却て返り公事のためにならぬ偏を重ぬる事ゆゑ無念ながら無據政府の意に曲順してその言付を肯ひたりし事でござる　ト　旧平さん此等の事を考ふれも昔しの世界ハ身の毛が戦栗やうでハござらんかソコデ只今ハ話しマス通り公方様の料簡にて天下を我所有物年貢運上を我身上の賄ひを出すべきために取立るものと心得る故急にもし物入嵩みて財用不足せる時ハ忽ち年貢運上の歩合を増加する事ありてかの

住居の焼失する時なども日本國中の大名旗本へ普請御手傳と唱へ普請金の上納を言付くる事ありて大名旗本はまたその知行所の百姓町人を虐げ御用金と名付けこれをとり立上納すかくの如き譯合なれどその普請の速に成就する事トント怪む次第はござりませんされどかの玉乃甍に珊瑚の桷迦羅白檀を以て作り立たる御殿は實に人民の膏血の塊りなれば其の関次郎などは其の上もなき穢らはしきものに覚え升ところでござる舊弊さんあれ等の事を御考へなされた

らざ元の政府など世に無法なる者もなしと思召れ
とでござらう　サテそれまで追々御話し申ス通りかの
政府や御役人方が日本國を一口に頬張冨士の山など
の糞をたるゝ如き面付をし威張てゐらるゝもその本源
を穿鑿されゝば畢竟日本中に三千五百萬の人間が住居
してその仕事を打任し年貢運上の出銀をして使ふゆ
ゑでござる然れば當今の政府にても此等の道理を篤と
心得これまでの習弊を悉く除き去りて公明正大なる
政事を行ふ次第でござるその故は當今の御政事にて上

向は君主獨裁の如くなれど實際上に就て見れば所謂君民同治の政事にて政府も萬民の政府政府の仕事は萬民の仕事といふ議論が着實に行はれ最早今日に及びては年貢運上も天子様の御賄ひをせんためにとりたてる事ダなどゝいふ言葉は桃太郎の鬼が嶋征伐の話し同様に昔し物語と相なりたる事でござるソコデ只今の政府の設方を御話し申さば先づ政府を總て太政官と唱へこれを正院左院右院の三つに區別す正院は單に太政官とも呼ばれ此の役所の重役

を太政大臣といふその次を左大臣右大臣その次を参議といふこれは丁度元の大老老中若年寄などに似たる御役にて世の中の萬の政事をきする大の御役人方の評決によりて行はるゝ事でござる左院は正院の相談方にて重役を議長といふその下に議員書記官などいふ役人があり外即政府に於て新に規則を定めんとする時正院よりその事柄をこの役所へ下せばこの役所にてその是非得失を評議してこれを政府へ申上ぐ又人民の政府へ建言せんとする者その建白書を

其の役所へ差出せば其の役所にてその可否を評議しよきものは採用してまたこれを政府へ申上ぐる事でござるサテ外務内務大蔵陸軍海軍文部教部工部司法宮内の十省開拓使及び府県の役所総てこれを右院といふ、各省と名付る役所にては重役の事を卿といふその次を大輔少輔大丞少丞といふ開拓使にても重役の事を長官次官といふその次を判官主典といふ府県にても重役の事を知事令といふその次を参事といふサテ外務省は外国と條約をとり結び通商交易

の事を掌り内務省ハ日本國中乃人口戸數乃取調べ貧窮人の救助道路堤防の普請物産乃世話郵便の通達ポリス乃事務などの事を掌り大藏省ハ貨幣紙幣の製造年貢運上の取立方及び國用の使拂などの事を掌り陸軍省ハ軍掛りにて器械彈藥を貯へ日本中より兵士を召募り兵隊を組立これを諸所に分配して不虞の用に備ふる事を掌り海軍省ハ軍艦の掛りにて蒸氣船や鐵張軍艦を整へ船軍の用に備ふる事を掌り文部省ハ學校を取設學問の世話を掌る役所教部省ハ

説教の取締をし神官僧侶を支配する事を掌り大抵元の寺社奉行ニ類したる役所工部省ハ鑛山の取締燈明臺の築造鐵道傳信機の建築など總て建築製造ニ係りたる事々を掌る役所司法省ハ總て公事訴訟の裁判及ひ悪人を捕へて刑罰ニ行ふことを掌る役所宮内省ハ天子様をはじめ皇后様親王様方の御賄を掌り大抵元の御賄方ニ類したる役所開拓使ハ元の箱館奉行同様なる役ニて蝦夷地開拓の事を掌る府縣ハこれを地方官と唱へ上ニ載せる諸役所の指圖を人民の上ニ施し行ふ事

を掌り直に人民に關係する役目にて大抵元の町奉行又は
御代官抔よりは頗くたる役なれども是れを元の町奉行又
は御代官と較ぶる時は餘程重き役柄のものでござるサテ
現今政府において一年に收納する年貢運上の金高は凡
五千六百萬圓餘ありて一年に使拂ふ金高も凡五千二百八
拾萬圓ばかりでござるその使拂の金高の内宮内省の御
用度即天子樣乃御身上に係りたる御入用は僅七拾五萬
圓ほどにて餘の五千萬圓の金高はことごとく政府の入用即人民
の仕事を取扱ふ入用でござるされば鐚一文といふとも天子

様が擅に御使用なさるゝ事は毛頭なき次第にてまた人民の難渋を厭ひ御住居の御造営などの事を仰出さざる天子様の御料簡を御案しやせず實に涙のこぼるほどありがたきものに覺え升ナント舊平さんあれ等の事柄を考へ合されなば先刻足下のいはるゝ理窟らしう仰られし議論も恰も人を挑撥して悪行に引入るゝが如く切角人民の爲に公明正大なる政事を行へる政府をして却て舊來の無理非道なる政事を行はしめんとする譯柄に陥り上も政府の料簡に對し下も銘々の身分に對し

甚だ相濟ぬ事だと曉るまでござらうもの故に向後は右様
なる心得違の話しを此度法度となされ一向今日の法政
事に服從して政府の法趣意のありがたき事を尊敬
するやうなされませ

舊平

なるほど足下乃法理解にて只今乃法政事のありがた
き事はスツカリと得心いたし升タソコデ僕もまた足下の法
話しに就てもう一ツ伺ヒ度とござる全躰足下乃法
話しの如くなれば政府や役人をば人民乃持物同様

なる者が是れを殺さうと起さうと煮て喰うと焼て喰うとも人民の料簡次第になるべき筈にしてまた彼等に於てこれを彼是いふべき筋なからん事にぞんじ升けれど今世間に於てあからさまに政府を誹謗し或は役人に無禮をあたふる者あれバ彼等は中々承知せずして忽ちその人を捕へ罪科に行ふ事なれバ是れを以て見れバ失禮ながら足下の仰せらるゝ所も火爐兵法畠水煉たゞ口丈の利口にて畢竟行ふべしとも行はれべからざる空議論でござりませう且足下の語しによれ

ば政府や役人ハ丁度人民の奉公人と同様に心得られ升
ソコデ又世の有様に就て云らんなきれ月給とり官員様と
聞ば誰も彼もへゝ低頭平身して旦那様御持佛様と
尊敬し御髯の塵を拂はざる者なきが如く官員様ハ
また人民を以て自己の家に畜へる犬猫同様に心得こ
れに對する時ハ恰も護謨の袋の如く瘠たる面を慢に
脹らかしその威勢を示さんとする次第でござる何ぞ
銘々の使ふ奉公人をかくの如く尊敬する筋もなけれ
バまた如何程横着なる奉公人といふとも主人に對し

かくの如き無禮を働く者もござりませぬされど
どうしても足下の御見所をあしざまにあて推量
に相違ござりませんさりながらもし足下の法語し
が正真の筋合ならばそれこそ人民のためにはこの上も
なき後楯にて韋駄天が尻推をし仁王様が加勢をせ
るようなる氣丈夫に覚え法網や御布告を守らぬと
もよし年貢運上を拂はずともよし兵隊となりて重き
鉄砲を擔げずともよき事にしてもしこれをやかまし
くいふ役人があらば直に奉公人と主人の道理を以て一言

の下にいひ伏せなさるかれこれ言募らぬ暇を使ひま
での事は實に人民のためにも便利とも重宝とも
いはんかたなきありがたき話しでござるサテソコデかくし
て見れバかの政府や役人が人民を捕へ罪科に行ふ
事も詰り勢ひに乗し我物顔にその權威を振ふだけで
ござりませう何にせよ足下の御話しを世の有様に
引合して見れバトンと合點のゆく次第でござるまづ
それ等の論はさておき眞實に足下の御話しが正眞
の筋合なれバ人民はかたくるしき御觸や御布告を守

る心配もなく骨を折て稼たる銭を年貢運上のため
にとり立らるゝ憂もなくイヤナ兵隊となりて鉄砲玉の
的となる苦労もなけれバその上もなきありがたき次
第にてそれを聞ん人々も定て年寄が初孫を儲けた
る如く雀躍してよろこばぬ事でござらう

開次郎

イヤ旧平さんおまへの不理窟そどうも手が附られぬ
やうに覚え升 即右といへバ左上といへバ下といふ如く俗
に物戻といふも足下抔の事でござりませうさりながらこれハ

よく物事の道理を御呑込なさらぬ事なれどもまた深く咎むべきすぢもありません僕もかく御話しをしかける上からはいづくまでも足下の得心ゆくまでは決して止めぬ心得でござるサテ足下の御論でも政府や役人を人民の政府や役人なるゆゑ寝かさうと起さうと人民の料簡次第にして決して彼等に於てこれを違背すべきわけもなき筈なれど年貢運上も拂はずともよからん兵隊とならずともよからん御觸や御布告を守るもいらぬ仕事と侮するわけだがこれ大なる心得違にて

俗にいふ藪に蛛手横紙破りの議論でござる抑人間乃身の上にハ權利と義務といふて恰も車輪の如く何事に付ても並び立て行るゝ者がある事をおしりなされませ譬ば物の商賣の上に付ていへば商人ハ代料を受る權利ある也又品物を渡す義務あり買人ハ品物を受る權利ある也又代料を拂ふ義務ありまた主從の上に付ていへば主人ハ奉公人を使ふ權利ある也又給金を拂ふ義務ありまた奉公人ハ給金をとる權利ある也又主人のために働く義務ありこの道理ハ世の人の萬の仕事に志

たがひて須臾も離れぬものでござる今古の道理をよ
くお考へなされたなら人民と政府との間柄をきつと暁
る事でござりませう今世間の人が夜分雨戸をしめ
表の戸をしつかと吟味して先それで用心よしと落つ
き臥戸に入る事でござるツコデその用心を如何なる
ものと考ふれば四分板一枚しかも裏表からけづり三分
板一枚ケし大きなる屁を放ても響き裂る位のものでござ
ざるかゝる不用心の物を頼みとして大切盗賊の憂なく白
川夜船と寐てゐらるゝは則政府が法律を以て世を治

むるものでござるあれも自己の山ダあれも自己の田地ダと一里も二里もはなれたる場所にすておきて唯一人あれを奪ひとる者なきは則政府が法律を以て世を治むるものでござる自己の家も蔵が十とまへ地面が[illegible]有金が十萬両あれなどあれば酒池肉林の中に楊貴妃や小野小町を揚詰にしても子孫代々貧乏する乱使もなしとあん心してゐらるゝも矢張政府が法律を以て世を治むるものでござる自己の時計も立派だらう自己乃衣服も綺麗だらう自己の妻も好女だらうと人に誇て

ゐらるゝも到底政府が法律を以て世を治むるゆゑで
ござるされどももし上に政府といふ人民の取締をする者なく
ば世の有様はどんなものでござりませう大方強い者勝
にて人殺盗賊至らぬくまもなき事ならんと存じ升
されば時計を所持する事も覚束なし衣服を着用する
事も覚束なし妾とチン鴨乃楽しみも尚更覚束な
き事にして金銀財宝山林田畑何一ツといふとも自己の
物と安心して所持する事は決して覚束なき事でござる
蓋し此の事を知らんならば昔しの乱世の時を引合に出

されども今より八年ばかり以前舊幕府のさかんたる頃の
有様に就て見ればよくわかる事にてその頃の事を考
ふれば今更身の毛が戰栗やうに覺え升ナント舊弊さん
此等の事をお考へなされなば政府乃恩徳は實に廣大
無邊のものとお得心がまゐりましたらうソコデ人民一般
にかくの如き恩徳を政府よりうくる權利あれどもまた
その恩徳に報ゆる義務即つとめといふがなくてはか
なはぬ筈でござるさるに足下の議論では恩徳を飽まで
うくべしそれに報ゆる義務をせぬといふ事なれば[illegible]

物を買ふとも代料を拂ざる奉公人を使ふとも給金
を渡さぬといふ如く我儘とも手前勝手とも譬方なき
不理屈にて誰もかゝる不理屈に信服する者もあらざり
扨また人民の國に對する義務はその數甚だ多くし
て悉くこれを算へ盡すことあたはざれどもまづその
中の主たる者をあぐれば第一に國を尊敬する事第二
に法令規則を堅く守る事第三は年貢運上を拂ひ
國用を資くる事及び兵隊となりて國を守護する事
てがざる事の三ヶ條よりしてその他百般の義務を生

ざる可けれバ夫の二ケ條の事柄だよくよく曉れバそ
の他の事柄もおのづから了解せらるゝ事でござる第一に
國を尊敬するとも國の政事政府及び役人等を尊敬
する事でござる何を以てそれ等のものを尊敬するかと
いへバまへに云た話し申タル通り元來政府ハ人民より
成立ものにして一般の人民が各々その所持の權を一分
づゝ出し合ひ出來上りたる者なれバ政府ハ即人民の政府
政府の權ハ即人民の權政府の行ふ政事ハ即人民の
行ふ政事夫の政事をとり扱ふ役人ハ即人民の代理人にて

其の役人の身躰をも銘々の身躰と同様にすることでござる凡人間と生れて自己の心思身躰を大切に思はざる者はなき筈にて自己の心思身躰を大切に思ふ者はまたその心思身躰より顕はるゝ權とふものゝ集り合ひて成立たる政府を大切に思ひ尊敬せざる者はなき筈でござるさるにもしこれに反し國を輕蔑する者あらばこれ自己の心思身躰を輕蔑する筋ゆゑその人も大方氣違か乱心者にして本氣の沙汰ではござりますまいされば誰にても其の道理だに呑込めば國の威光は我身の威

光國の衰弱を我身の衰弱楽しとも悲しとも痛きも
痒きもこな我身の上の事と思ふゆゑ自然に國を愛
する念も生じ政府や役人を道理に従ひて尊敬する
やうにも至る事でござるかく國を愛し或は國家を大
切に思ふやうになりましたは大さう仰山に聞ゆれども畢竟我
身躰を尊敬してこれを大切にするに過ざる事でござる
サテその次の法則や法布告を堅く守るこゝはすでに
法話しマス通り政府にて政事を行ふをやう銘々にて
行ふと同様なればその法則法布告を守るを恰も銘々

の言葉を守るも同様なる事でござるさるみなれバ
叉し法綱法布告などに背く事あらバ譬バ言葉から
好て人と約束しまたをつからほしいまゝに破るが如
しその約束せる人をそれを何といふやからなれバ氣違
同様なる馬鹿者といひて識るでござらうされバ銘々
の言葉同様なる政府の法綱法布告をまもり銘々によ
破ることあれバ尻口あはぬ所業也それを取扱へる
政府もまたそれを氣違同様なる馬鹿者といふべし且又
かゝる馬鹿者も少し位横着なることをするとも氣の附た

、とさあらじとの見込より常に無理非道なる政事を以ておし伏するに及ぶことにて畢竟これ銘々乃自業自得身から出たる錆なれバ一言半句の苦情もいへんやうなくして實ハ是非なき次第でござるこれによりて考ふれバ公明正大の政事を受くるも無理非道の政事を受くるもみな銘々乃料簡一ッその言葉を守るとまもらぬとの際にあることなれバ御觸御布告などを守るハ人民乃大切なる義務とはいへど更に深く論ずれバ銘々乃幸福を護るべき道でござるさりながらこの義

務に付てはもう一ツ心得おく事があり外全躰政府の
法綱法令布告を銘々の言葉同様なりといへどもあれ
を諳々乃口より出して直ぐに其の身躰にて行ふも
のにあらずされど中には銘々乃心に適ぬも又は
銘々の安穏に害あるもあらんなれどでござる且人間は
権勢あれバ必ずその目下に向て手前勝手の仕業に
及ぬものにて主人は何時も奉公人より手前勝手乃
仕業多く亭主は何時も女房より無理なる仕業の多
きが如し人民の権を一纏にして預れる所の政府な

れぞその権勢を恃みて自然に私の心を生じ遂に無理非道の暴政を以て株主たる人民を虐くとり扱ふもまゝある事でござるもしこの時に當りて又貴君の法無理法式とその暴政に從ふことなかれ堂々たる議論をおし立その無理非道なることを辯駁してその改正を請ふべしあれまた人民の権利でござるされどこれをするに道あり決して過激にわたらぬやう温順、柔和に道理を盡してこれが改正を求むべしもし徒党を結び一揆を起し謀叛に類したる所業を以てこ

れも所謂理を以て非に落る筋に陥りなばさち虐き政事を以て苦めらるゝに至るでござらう此の故に政府なしその權勢を誤用して暴政を行ふ時とありとも決して粗暴過激の所業に及びさるやうよく前後を省み誠實に道理を盡して改正を求むべし此れまた此の權利中の義務にして此れ等の理合をよく銘じその心中に會得しておかざれバかなはぬ事でござる　サテその次の年貢運上を拂ひ國用を資くる事及び兵隊となりて國家を守護する事の道理をまでに初

編に於てくはしく／＼御話し申たれバ今またこゝにてあらためて御話申さずとも御得心なさつてゐらるゝ筈でござる但右の義務に付ても老婆心にもう一言そへおくことがござるまでに初編にも御話し申タル通り年貢運上を払ふことも銘々の仕事を政府にたのみおきその入用を払ふわけなれどもその筋柄も大工に家作を請を任しその極りたる賃銀を払へバ最早務なりとする事なれども大なる相違にて元来政府の仕事ハ銘々の仕事なれバ夜も昼も雨の日も風の日も飯を

食ふ間も寐る間も影の形にそふ如く銘々の身躰に
したがひて須臾も離れぬものでござるされバその入
用を排ふもまた一身一家の身上を賄ふと同様にて夫
れ不ど排へバすでに足れりといふ際限もあることなし
則恒に事と次第によれバ銘々の家庫家財を擧て悉
くこれを年貢運上に差出さん心組にてゐざれバかな
はぬ筈でござる蓋しこの理合は國と銘々との關係に
付て考ふれバ恰も火の光を見る如く明亮に會得せら
ることでござる サテソコデ これ等の義務を銘々國家に對

しつとむる也又銘々もまた國家よりその身に保つ所の
權利の保護をうくる株があり并銘々その身に保つ所
の權利もその區別甚だ多き者なれどもまづはそのあら
ましを法語し申さばまづ第一を自身獨立の權といふ
即自分を一人立の人間にて我身を我身の旦那様にする也
又他人に害を加へ世間の法を犯さぬときはなくば決し
て他人より押へ附らるゝ事なきをいふ第二を行事自由
の權といふ即長崎の人が東京へ引移らんとも大坂の
人が箱館へ旅行せんとも世間の掟に違背せざれば決

して阻げらるゝことなきをいふ蓋しこの権は最も広
きものにて随意に我好む職業を営み随意に我好む
連中と仲間を結ぶなどすべて人間の随意にその行為
を行ふことをいふなりこの権の内に籠れることで御座る第五
を意思言語自由の権といふ即世間の害とならざることを
も随意に考へ随意に言顕して差支なきをいふ蓋し我
好む神仏宗旨を自由に信仰し或は我著作せし書
籍をも自由に出板することなどもみなこの権の内に籠
れることで御座る第四を物品自由の権といふ即我所有

の品物を以て息子に譲らんとも或ハ親類又ハ大人とも貧窮人に施さんとも或ハ開山様に奉納して坊主乃腹を肥さんとも我心のまゝに取行ひて少しも差支なきをいふ第五を請願自由の権といふ即他人より無理非道をうくる時ハこれを裁判所へ訴へその曲直の吟味をうけてもらふことを得る権利にてすべて他人乃ために我権利を枉屈せられんとする時政府の力をかりてこれをおし伸し安全を得る権利をいふ但しこれもたゞあらましの話しにてそのくはしき事ハ中々無智短才の僕風情が

横板に餡を抛附くるが如き兵舌を以て解明さんと
と思ふもよらず然れハなかそのくハしき事ハ教導
職乃フルナ尊者か洋學者のミル先生にでも付てお
きゝなされませ。が去ながら只今迄話しアタル道理がよ
う迄胸にさひりもせいでゐる一をして萬を知る理窟
まて其の他の事柄も大抵おわかりなさらんとふぞんじ
升サテ世の權利といふはいはゆる株といふと同様に
て此の株ハ元人間たる者金銀珠玉を鏤めたる御殿に
住居せる殿様も九尺二間の裏店に住居せる日雇稼

みな同等に所持してゐるべき筈でござるされど政府に於てハ貴き殿様とたりとも賤しき日雇稼とたりとも少しも偏頗の沙汰なくみな同等に保護する事なりして殿様日雇稼をえらまず罪科を犯す者あればかならず掟に照らしてこれを刑罰に行ふなどでござる政府乃職分を厳じ詰て論ずれバたゞ人民の権利を保護する一事に止りて今政府に於て行ふいろ〳〵乃政事もみなこの目的を達せんための仕業でござるソコデ政府がこの道理に従ひて人民の権利を保護し

て呉るゝゆゑ舊平さん足下ハせよ僕ハせよ何一ッ心配を用ゐず三度の食事を喰べ安樂に足手を伸して閑らるゝ事でおざるされを考ふれバ政府の恩徳ハ世にありがたきものハおざりませぬサテかくの如く政府の保護を以て我身の權利が安全なれバ否でも應でもその義務をつとめざればならぬ次第ゆゑ美味を喰ふ上もまた精出して働ざればならぬ道理でおざるさるに足下のも美味を澤山喰たく働くことを少しもいやがりと仰する議論なれバ扇子丈の子供でおかくの

如き道理に背きたる言葉を吐くを恥かしく思ふに天秤棒などある舊平さんをして此の議論を言しめらるゝは實に飽れ果し次第にて此の開次郎は腹の皮がよぢれ臍が茶をわかす程に覺え升ナニト舊平さん僕がこれまで陳話しナタル所を篤と御勘考なされたらば人民の國家に對してつとむる義務といふことハ必ずおわかりになり足下の御疑念は大方消失ることでござらう

舊平

妙く聞かせ心足下の話し一〻道理に適當して我の舊弊もはや一言の返答も出来ません即ち兜を脱て降参でござります實に年甲斐もなくかゝる囈語をいたしたかと思へば今更何とも氣恥かしくして面目なき事に心得升さりながら今の足下の話しに付き僕もまた一ツの疑を生じ升タ開さん僕の如き理窟老爺の相手になられタカ足下の話不運ダがどうぞ話面倒でも僕の疑をときくどおきゝなされ老耄の胸のサツパリするやうになされて下されませ足下の話しではに人民が政府に對し義

務をつとむるゆゑ政府もまた人民の権利を保護する
ことなり人民の権利ともつゞめていへバ自由自在とい
ふことぞ政府の政事もたゞ人民の権利を保護せんた
め行ふことのみにてそれよりほかに目的もなきことである
といはるゝアけダカ今心をしづめて世間の有様を見れバ
中々足下の仰らるゝ理窟通りにもゆかぬやうに覚えます
の譯柄も先ポリスの為る所業に付てならんなれバ違
式ダノ詿違ダノといふ名目を設け五十六ケ条とやらいふ
罪目があつて違式の口も三歩より一両二歩までの罰

金註違の口を一朱より二朱までの罰金と恰も呉服屋が
商をする如く罪科の直段を正札にて定めおき法に
觸るゝものあれば現金掛直なし貸賣時貸し一切不仕
にてたちまち屯所につれゆき罰金をとりあげ銭儲の
仕業をせる事でおざるたとへば身躰へ刺青するもの
あれば違式の罪人とし直に三歩の罰金をとりあげ肌
ぬぎ又は裳裏なしにて往来するものあれば是また違
式の罪を犯したとて三歩の罰金道傍に小便するものあ
れば又安直の口なりとて不肖るくに一朱の罰金をとりあ





げ犬を闘せも罰金紙鳶を揚ぐるも罰金、博徒でも罰金屁を放ても罰金ヤレ罰金と罰金しきんでは慢に罰金をとりあぐるあしきやうがナントおれ等は正真まるまからぬ理窟ではなだぎらんか且ポリスがおれ等の法を犯しものをとり扱ふ様子をいへば頭に帽子を載き羅紗の羽織に仙臺平の袴官員様めきたる人物にも随分丁寧に應接すれど僕等の如く身に荒布の如き衣服を著し中風病が泥濘に伸吟しゐる言葉使ひのものに罵らるる時はむやみに力身かへりヒット此方で立て居て相務でもあれぞそ

れたり大騒動忽ち眼をむき出し口吻を尖らし〳〵鑼の
やうなる聲を發して呵り附け事によれば携ふる棒
を以て足腰の立ぬほどに打居ることもあらざるされど
此の舊弊がたゞし見懸しことにてそのたびごとに
ポリスの所業をふかく覚えまするなるからも横面でも
張倣してやらんやうに覚え升サテ潑剌と世の鳶の者
人力車曳など下賤のものが威勢のよからんため自分の
身の痛さをこらへてする仕業にて世間に累し容屁一ツ
不じくの妨もせざるものなれば何もきれに付きてポリス

が罰金をとりあぐる筋もござりませぬ誰も寒中に肌
をぬぐ氣遣もありません熱ければこそ肌をぬぐはこ
そなれ又裾がまくれて邪魔になればこそ裳を褰るはこ
そなれ何もそれ等の事をポリスがやかましくいふて
罰金をとりあぐる筋もござりませぬ小便も出物腫
物所をきらはざるものなれど何地如何なる所にせん
とも當人の料簡次第にてよかるべき筈人に澆瀉ほと
だはせざれど決して罰金をとりあげらるゝ筋もござ
りません況んや犬を鬪し紙鳶を揚ぐる事をやまれ

らせる子供の楽しみなればこれをやめましろいふハ子供の自由を妨ぐることにて最も無理なることではなる僕の考へではこれ等の事柄は足下のさきは法話しなされし行事自由の権利に籠れることにて誰もその料簡次第に行ひ聊差支なきことかと心得升さるにかくやかましき罪目を設けこれに觸るれば忽ち罪科に行ひ罰金をとりあぐるは実に無理なる譯合にて畢竟人民の権利を害ふ理屈ではありますまいか愚鈍の僕には更に解せざる次第でござります。ホリス

のせる職分を國の政事の一ツなれはポリスも矢張政府にて人民の權利を保護するための道具でござりませう又ポリスは給金を國用の中より受くれば矢張銘々より出せる所の年貢運上の餘澤を蒙るものでござりませう此の故に掌る所によりて威權あるの異なれ昔しの番人或は番太などいふものに大抵似寄の品物と心得なさるは今のポリスは政府の威光を笠に着て主人同様なる人民を塵芥の如くに看做し人民の權利を保護すべき道具でありながら反て之れを害ふ仕業に

及べるも實に胆のつぶるゝ話しにてあきれて口を閉
くことも出来ません人民もまた我養ひておく奉公
人に對し貴君様旦那様と敬ひ恐れ入り升ゝ以来氣
を附け升と從入りゝ志かのくならば我料簡の儘に行ひ
てよき苦ある權利を害することに至れるを譲にして飼
犬に手を噬るゝことにて甚だ歎かはしき次第に覚え
升ポリスが出来てから以来火附盗賊の憂も滅し追
剥人殺乃難も少くなりたれどポリスを以て決してあ
しきものと云ることでもなく犬ぎらぬ随分よきものなれ

どまた人民の権利を害ふ所を以て見れバ一概によき
ものとせるわけにはゆきません薬も変じて毒となる
如くポリスを全躰よきものなれども政府の威光を笠に
着てあまり力身すぐる所から竟にあしきものになれ
るなとてござりませうまづ夫れ等の論をさておきさき
ほど足下の法話しなされし法議論によれバかの五
十六ヶ条などの罪目ハ大抵人民の権利を害ふ事柄
に相違なくして政府のなすべき仕業にあらざるかと心
得られ升る故に夫の舊平をあれより往来する時を

必ず裳を褰りポリスを見掛なばなれアきさと自然歎き
うたゐ小便でもしてやらん心組でござるその時ポリス
が咎めなばそれこそ喧嘩のしどきなれ足下より効たる
理窟を以て議論に及ぶそれをも用ゐざれば罰金をとら
んといはゞポリスをおろか屯所でも裁判所でも恐ろし
事はござりません何所までも足下に効たる理窟をお
しありこの老爺の身躰が細粉にならんとも更に引を
とらぬ覚悟でござるその時も聞さんおまへも議論の張
本人も恩尻こそせざれに屹度尻押をお頼み申シ升ナント

開次郎さん今僕の話しマス所もチットモ無理のなき理窟でござりませうされども此の議論に向ひては如何なる天魔鬼神といふとも必ず侘入り平伏して頭を抱へ逃出さんことは心得られ升ソコデ足下の御所存もいかがでござる

開次郎

アハゝ舊平さんまたうまく不理窟をお考へなされタナされど足下も大分議論も上手におなりなされタ無法なる言葉もどうか前後とゝのひて正真の理窟らしう

聞ゆるうちが奇妙ださりながら其のやうなる事を世間
の造糞器に向って法話しなされよ人と呼れて正真に
息の音の通ふ者は耳にもとめぬ言葉でござる全躰足
下のかくの如き不理窟を吐出す根原は僕の法話し申す
自由を勝手我儘の事と誤解してゐらるゝ也されど
其の誤りを正さんよりまづ人間の自由のよりて起る本原
を法話し申さぶれど法得心になり升まん其の故にとり
約てその本原を法話し申ませう元来人間の性来なれ
付ば屹度善をなすべき筈に出来てゐるものなて其れ天

道様が人間に與ふる天性でござり升この天性の働を
名付て知覚分別と申升即白きを見て白しと志り黒
きを見て黒しと志ることまでこれも矢張天性より顕は
るゝことながら生れしまゝの人其この天性の上を私と
いふ雲霧がおふひハッキリとその光をあらはすことが出
来ませんソコデ學問といふことをそれぞれ自然の雲
霧が退散し天性が明かになりて知覚分別の正真の
光をあらはしえらるることでござる譬ば悪事を行ふ者
をあながちに無學文盲なる人物にあるが如し学問をせ

しものを自然に知覚分別が明なるゆゑ悪事を行ひたく覚ゆるも心が承知せずして決してこれをせざる事とでござる玉みがゝざれば光なし人学ばざれば知なし学問をとりもなほさず此の知覚分別をみがく道具なりてこれるやうで恒に私に克ち生れ付通り善を行ふ次第でござるサテかく話しやさきは知覚分別を学問を以て外よりこしらへ付るもの。やうに思はれど決してさにあらず知覚分別はもとより人間の生れ付に具へれるものにて天性生れ付成を知覚分別などいへば何か

事面倒にして六かしきものゝやうに聞ゆれど畢竟たゞ心一ッの事を能心得なされて相違ござりません即学問をたゞその上皮を剥く丈の役をするものでござるサテ又人間にも手足五躰ありて世間の萬物との五躰に觸れ能るものあるごとに直にこれを心に感じいろいろの情といふものをあらはし譬へば奇麗なる衣服を見れば著たしと思ひ美味を食へばモツト沢山食ひたしと思ひ白粉や伽羅の油の芬香をかげば何となくその品物に近寄たしと思ふこれらは情にていはゆる情慾といふものでござる情慾

を至極大切なることにて一身の幸福を得るも國乃文明開化に進む事もみな人間に此の情慾があるからこそ譬ば貴き人を見富む人を見、うつくしき新造を見れば己るごとにたちまち羨む情をあらはし自然に勵む料簡を起して遂にその身の幸福を得るが如しかく情慾も人乃身にとりて大益あることなれどそのあらはるゝに任しほしいまゝにすれば即に悪事に陥ることと忠心にまたこれを裁判してたとへ衣服を着たく思ふともこれを着ては後に困るならんと禁めモツト食たく思

ふともあまり食ひても食傷もするならんと禁めかの品物は近寄たく思ふともそれに近寄ても不義に陥るならんと禁め恒にかくの如くそのあらはるる所の情慾を分別して意見を加へ丁度節と云ふ所に帰せしむるうけにてあれ知覚分別の働をあらはさん所でなざるさりながら人間の情慾も中に手強き者也忽これをとり押へて節物にするなどともよ不ど心が大丈夫にあらざれどあたをなすの故に世にも情慾の為に心の分別意見をなくしては悪事を行ふ者が澤山あり升されど諺に

耳を塞ぎて鈴を盗むといふ如く悪人といふとも決し
てその行ひを以てよきものとも思はざれバ則如何なる
人にても知覚分別いたせる心を具へてをらざる者はなき
筈にてされ人間乃性来生れ附き屹度善をすべき筈に
出来てゐる證據でござるサテ又善悪とも我行ひの他
人に關係したる上に付ての名目にて他人の喜好所も善
事疾む所も悪事でござるソコデ我身の情欲を節して
行へば必ず他人の喜ぶところとなり擅にして行へバ必
ず他人の疾むところとなるものなれバ善悪とも[illegible]情

欲を節すると擅にするとの差別より生ずるものにて自由
と我儘の差別もまたかゝるにあるなとてなざる我身を捻て
人の痛さを知れといふを動かぬ諺にて今他人より軽
蔑をうくる時も我身も必ず忌々しき事に思ふなら
んされば我身もまた人の情を及ぼして決して他人を
軽蔑せぬやうすべし他人より尊敬をうくる時も我身
も必ずうれしき事に思ふならんされば我身もまた人
の情を及ぼして必ず他人を尊敬せんと心掛べし蓋
し人の言葉によれば善も悪も自由も我儘もあきら

かに得心せられて天性に背かざる中に行ひえらるゝ
ことでござるされば我儘とも情慾を擅にしたる悪行
の名目自由とも人間の天性に背かざる善行の名目
にして此の善行が我身の上にある間もこれを自由の
権利といひ外にあらはるゝ時も則ち少しも他人の妨をなさ
ざる仕業までこれを善行とよぶことでござる實に
我儘と自由との相違も雪と炭との如くなれども其
そのよく似たることも殆ど渋柿と甘柿との如くな
れば恒に世の人の心得違をせらるゝも無理ならぬこと

とふ覚え升ナントかく談話アせず自由を人間の天性より出る善行の事々と明白に御得心なされましたらウッテ夫の道理が御胸に落入れず夫れから足下の御疑なされるポリスの一段にとりかゝりませうまづ旧弊さんよく考へてごらんなされ夫の日本にも足下一人お住居なされるつけてもござり升まい日本人の数も天上の星より繁く地上の沙より多しかくの如き群集の中にお住居なされる足下なれバまた他の人々の心をもかうてその妨害とならざる樣せねバかなはぬ夫とでござるもし足下が

唐太か魯西亜乃果なる無人島にてもお引移りなされ
なぞそれより小便をせんとも鼻歌を唱はんとも衆を
寡らんとも喧嘩をせんとも火を附んとも盗賊を働かん
んども一人舞台にて他に笑ふ人も腹立人もなき也
気は心のまゝになされて差支なかるべけれども日本の如き
人間群集の土地にお住居なされるからは決して天下
の御話しの中なる行ひは出来ざる筈でござる今六
れ等の事柄を喩をとりて御話し申さば人民たる不
庭前に生ひ立樹木の如く政府は之を守護する庭

作り種樹屋の如きものでござる樹木もその性来通り生長さすべき筈のものなれども或ハすこしいまがる枝をちゞめたりすれバ他の樹木の妨害をなす時ハたちまち庭作り種樹屋の鋏鋸を受けてその枝を切りとらるゝ次第でござる政府が人民の身の上ニ牽係して人民の権利を妨ぐる事ハ覚ゆることあるハ畢竟右の道理ニ照らし合されバ合点ゆくことでござる日本の政府も一人のためニ設けしものニあらバ則日本國中のためニ設けしゆゑなれバ政府ハまた日本國中の人民の互ニ損害を受け

ざるゆゑにその權利を平等に保護する次第にてその事
もなく不親が子供を取扱ふが如しこの児もかの児も
ことなく同様に思ひ物を與ふるも小言をいふも決して偏
頗のことなきも固より親の真實の情なればまた政府
の心でござるその心からして足下の疑ふ所の五十六ヶ條な
どいふ罪因も起りポリスの權ポリスの職分も起れる次
第でござるかの五十六ヶ條に載る所に決して人間自由
の權利中に籠れるものにあらねことなく人の氣隨我儘よ
りあらはるゝ所業でござるものなればその譯柄をさきに

足下の仰れし劄刺裳褰り小便などの事に付ては
話しまさん全躰人の身躰を天道様が此の世の務をさ
せべきために作られしものにて親より自分に受け自分
をまた息子に傳ふべき大切なるものでござるさるを劄
刺を針を以て皮膚を突き是れを五色に彩りて恰も錦
繪の如くするなどなれバその天道様の思召に悖れるは
勿論身躰に大害ある證據もさてに劄刺をしてある年
寄の大方癱瘋などの病ひを發するを以てお知りなさ
れませかゝる大害あることを捨置て世の馬鹿野郎ども

もその奇麗なるに眼をくらみ威勢がよいの女がなぶるのと噪ぎ廻り竟に一人の風が千萬人の害を引起して世間に生れ付ぬ片輪病人が殖るなどとは政府にてこれをやめすべからく禁制あるべきで大ぎる又人間の道理に適ひたる禮儀作法は則人の天性生れ付より生ずる所のものでござる。さる故に人に對し無禮を働かばこれ己の天性に背きたる我儘氣隨の所業を行ふものに相違ござりません譬ば足下の前にて肌を脱ぎ脛をあらはしながら胡坐するものあらば足下はこれを失禮なる奴と立腹せらるゝ

でござらう且足下も其の不作法より竟に其の人を尊敬
する料簡は失果る事でござらうされど道理上に於て
肌脱ぎ裳褰りの失禮より遂に他人の立腹を引起し人
間交際の妨礙を生ずるは必ずあらんことに心得られ升
しかるを何ぞや家の中のことならば往来にまで肌脱ぎ裳
褰りをしてもあまりといへど歎かしき所業にてかゝる所業
を行ふものは獃愚白癡もまたいふまではござりません蓋し
これ等も古き悪習にてこれまでは誰にもあまり氣が附ず
怪しみもせざることなれども今日かく世の中がひらけ人々

徳を尊み行ひを重んずる時に當りても甚だ世間の
風俗を害ふことゝなるまた政府においてこれをやめまし
う禁制さるゝわけでござる尤も職業をする時或ハ雨降の
日抔ハ肌脱ぎ裳褰りせねバかなはざることあれども
これも衣服の制のあしきところゆゑこれを以て此の禁
制を咎むるわけにも出来ません即初編に詳しタル
衣食住の論をよく考へざらんバなりませ又大道の真中
に仁王立ち突立他人の鼻前へ馬の如き陽物をあらはし
慢々と小便を排出るも實に不作法千萬なる仕業にて

此の事が始て見る所のものならば誰にても必ず胆をつぶし失禮を怒り終に喧嘩口論にでも及ぶべきことでござらうされば便所にあらざる所に小便するを禁制するも亦不肌脱ぎ裳褰りと同様なる理窟でござる犬を闘し大なる紙鳶を揚ぐることを禁制するはまたこれがために往来人の妨碍を生ずるゆゑでござる其の他五十六ヶ条に載せる所もみな人の氣随我儘より生ずる悪事にてこれを犯すものは政府より相當の刑罰を與ふるは勿論なれどもこれ等は裁判所に於て入牢或は懲役なれど

ふ行ふべきほどの罪にもあらねばさりとて捨置てもまた
世間の不為となることなれば無據罰金の直段を定め
おきこれをとりあぐることでござるされば足下の仰る銭
儲の仕事などいふ筋は決してなき事でござるサテこれ
からポリスの権の素性とポリスのもつべき職分とを話
しやさん元来ポリスの権はこれを警保の権といふて日本
までも内務省の受持でござるソコテこの権の素性は人
民の身の上を気を附け安全に守るといふが趣意にて
警保の文字をくはしく説時は不言識めたものになる

といふ義理なれば警保の権とハすべて人民の身躰産業の上に關係して人民が自己の身躰に害となるべき事や他人の権利を妨害すべき事を行ふ時ハ忽ちいましめに言をいひ或ハ氣を附け説諭してその安全を守護する義でござるそれによれば政府の人民に向ひて此の権を行ふ有様ハまづ親のその子供をとり扱ふと同様なるが如し今子供が危き遊戯をすれば怪我をするならんといいましめ菓子を多く食へバ疳の虫が起らんといいましむるそれ親が子供の身躰を大切に思ふ

真實の情にて政府ハこれと同様に恒にその真實なる情を以て人民の理に背き道に違ひたる行ひを過むるハ固より當然の仕業でござるさりながら親のやうにしすぐるハ竟に子供を馬鹿者にするが如く政府のやうにしすぎて人民の屁を放たる事にまで関係するハまた人民を馬鹿者にする本なる故政府にてハ此等の事柄にハ深く心を用ゐ既に適宜の良制を設けられてある事でござる　サテ又ポリスの職分ハ其の權より出づる所の者なるゆゑたるへ第十六ケ条に載せざる所なりとハ

人民の安全に害ある事ハポリスにおいて必ず是れを制止すべき筈でござるされバ火附盗賊の番を為勿論道路橋梁の破損に気を附る食物店の売物に気を附け奸商の〆買〆売などに気を附け寄芝居妓楼その外人の大勢群集する所に不作法のなからんやうに気を附るハ僅にその職務の片端にて首を縊らんとする者を留め身を投んとする者を押へ溝河に落入りてゐる者を救ひ車に轢れんとする者を助け子供の危き遊戯を制し往来人の鼻歌唱子を誡むると同

よりその職務の中に係れる事でござるポリスたる事宜によれば夫婦喧嘩の中に立入りその取扱をもなすべき位のものでござるさりながらポリスはまた恒にその身分を省みその職務を慎み人民に對し極て丁寧極て親切なる接遇に及ぶべき筈の者でござる尤今の東京のポリスは大抵士族の輩なるゆゑ多くの中には矢張元の二本差の氣象が失やらで、やゝもすればその職務を誤り驕慢粗暴の所業に及べるものもござり升されど道理に於てかゝる所業をなさゞるべき筈なれどもこれ等の馬鹿

野郎は即ちその持てゐる棒を振廻せし報を以て竟に七顚八倒して貰ひかたる月給をまた棒にふりなくしその成果は居酒屋の湯出蛸同様に鈎を以て顋を釣さん事でござりませうまづさやうなる贅言は捨おきナント舊弊さん先程から僕が法話しヤタル所を篤とお考へなされなぞ五十六ヶ条の仔細もポリスが罰金をとり上る譯柄も悉く明白に會得なされましたらうさそれど足下が真黒になりて論ぜられし筋は所謂水中の泥鰌議論箸にも棒にもかゝらぬ不理窟にて僕なればこそよけれ他の足下

の心根を志らぬ人ハそれを法話しなされますで自然に足下の貫目が軽くなりて尤らしき年寄が馬鹿らしき人物とあなづらるゝに及ぶべきゆゑ向後ハ屹度活用心なされませツコデ舊平さんどうでござる僕の此の議論に向ひてハ如何なと強情なる足下でも薬罐を脱て降参でござらう

舊平

イヤ開次郎さん降参〳〵それまで僕がよしと心得たる理窟ハ足下の法辯解を以て見れハみな悉く僻論で

あり升タダカ併し僕もまだ口を黙ゝ引込むわけにもゆきません但その事柄もこれまでの理窟と大に相違したるものにて即太陽暦の譯でござるこれまで世間に於て舊来の暦を用ゐ来り何一ツ差支ふることもなかりしに何ぞ以て先年政府において足邊より鳥の起立如く急に太陽暦をとり用ゐられこれをお廢しなされし更に合点のゆかぬ次第でござるこれまでの暦なれバ四季の氣候を始めとして天氣の模様潮の滿干に至るまで恒に定りゐて大抵かはらぬ事なれバ職業を営む便利は勿論衣服そ

の外の用意に至りても自然に都合よく整ひたる事で
はござらぬを改暦以来は盆も正月もまたまぜにて桜が
六七月頃に咲き雷や電が十月頃になりては雪や
霰が四五月頃に降る次第なればかの土用綿入に寒帷子
といふ諺に背かずして萬事に付ぎ甚だ不都合のこと多
きことでござるナント年頭の禮者が玉の汗を流しながら
誠にお熱うて結構なる春でござると口上を述べ暑中の
客人ががたがた戦へながら大ぶむしむしと寒じ升と一禮
するを見てはどうもたへられぬではござらんか是の故

に何家業の人にかぎらずとなその職業の目的を失ひ遂に活計の大差支を生ずる次第でござる全躰暦は百姓が耕作する目的とするが第一の役目なるに大陽暦には氣候寒暑の事を明に書載せざるゆゑ百姓もこれを用ゐてその仕事の目的を定むることが出来ません婚礼家作り其外祝義不祝義に付き吉日をえらばんとすれども大陽暦にはこれを書載せざるゆゑ遂に悪日を用ゐるがために悪事災難を引起す者どおざり外蓋しこれは畢竟大陽暦のために悪事災難を招ぐことなれば大陽暦は

また厄病神の手傳貧乏神の提燈持ともいふべきもので
ござるその上改暦以来も五節句盆なくなといふ大切なる物日
を廢し天長節紀元節などいふわけもわからぬ日を祝ふ
事でござる四月八日もお釋迦の誕生日盆の十六日も地獄の
釜の蓋のあく日といふも犬おつ童も知りてをり升紀元
節や天長節の由来その舊平の如き牛鍋を食ふ老
爺といふとも存りませんかゝる世間の人の心なき日を
祝せんとて政府より強て赤丸を賣る看板の如き幟や
提燈を出さするもなす不く〳〵吵えぬ理窟でござる元来

祝日を世間の人の祝ふ料簡が寄合ふて祝ふ日なれバ世間の人の祝ふ料簡もなき日を強て祝させるも最も無理なる事ニ心得升又僕がある人より聞ましたるニ他の属國となりし國ハその従ふ國の暦を守ることのダさうでござる即朝鮮が支那の年号を用ゐ琉球が日本の年号を用ゐるも矢張その譯ださうでござるされバ先年政府ニおいて毛唐人の國の大陽暦をおとり用ゐなされしをとりもなほさず毛唐人ニ降参してその属國となりし譯でござらう先程足下が復活しなされたる

通り其の日本國は政府一人の物ではござり升まい。さるにかく一人の料簡を以て我儘自在な毛唐人の属國となれるは實に相濟ぬことではござらんか。且他の属國となるはその國人の身にとりては此の上もなき恥辱だと申ました。志かるにかくの如く我儘自在に毛唐人に降參して日本中の人民に寐耳に水の恥辱を受させるとも思へば思へば政府も相濟ぬ者でござる。其の舊平の如きうぢ虫同樣の者でも矢張日本人なればこそ僕に於て毛唐人の属國となり恥辱を受くるを心外至極に心得升。心外至極なれ

ず政府の料簡にかまはらず決して太陽暦を守らぬ心組でござる蓋しこれを僕一己の私論にあらず世間一般の心組と見えて何の土地にても徳川の正月より徳川の盆よと旧暦を以て萬事の儀式をとり行ふ次第にてあれ誰の心にも毛唐人のために恥辱を受くることを心外に覚ゆる證據でござる女郎の誠と玉子の四角あれば晦日に月が出るとえ昔しより決してなき者の譬でござる女郎の誠や玉子の四角もあらざれども政府の毛唐人好の料簡より遂に晦日に月の出るやうになり升

又晦日にハ月の出るもよふなれどもこれがために日本國中の
大不都合を起しますのミならず死をとるも足らぬ大恥辱
を人民に須ち與ふとも實ニ無念千萬涙と鼻水を一同
に流す次第でござる僕もこれ等の事を考へ出す時ハ
夜分も寐ることもなりませんして既に先夜も蒲團を蹴破
り枕をも打壊しましたことがありまするタナニト閑さん足下ハ日
本人なり殊に物の道理もよふ御心得なされてゐらるゝ
御方なればこれ等の事も定て僕と御同論でござらう
閑次郎

舊平さん少し静になされませ足下の唾で坐敷中朦朧して物のあいろがわかりませんダガ併し足下のよく不理窟を考へ附るゝは實に驚き入り升足下の不理窟は恰も芭蕉を剥が如くあとからあとからあらはれ出て更に盡ぎるやうに覚え升されど僕の如き無智短才なる者が腹をよぢり喉をからし青き嘴より黄なる聲を發して噪ぎ立つとも更に渋得心なきを無理とは心得ませんさりながら愚者も一得ありといふ事あれどまた一應は僕のいふ所をお聴なさるがよろしうござる且世の道理といふ

も理窟と不理窟の寄合ひたる者にて不理窟といふても必ず一寸のとる所もあるものなり理窟といふとも必ず一ツの抜目もあるものなれば理窟を以て不理窟のあしき所をあらため不理窟を以て理窟の足らざる所を補ひかくして正真の動かぬ道理が出来上る事でござるされば今足下と僕とかく議論をせるに付ては互に片意地我慢の根問を捨去り心を虚くして理窟と思ふ事柄も直に屈服し不理窟と暁れる言葉も早く改むるが第一肝腎でござるソコデ各々自己の心中にて

と思ふ所を言顕はすもとある言語自由の道理なれど
足下も足下の料簡なりと思へる所を御遠慮なく
仰らるゝがよし僕もまた僕の料簡なりと覚ゆる
所を以て飽まで御返答ハ及ぶ事でござるまい畢竟理窟
と不理窟とを以て正しき道理を愈よく仕上る譯合で
ござるサテ舊平さん僕も先刻からあまり弄嘴つゞけし
ゆゑ最早口が酸くなりて耐へられぬやうになつて来升タ
その上足下の御話しがあまり面白なき不理窟のことゆゑ
躰屈して欠伸ばかり出るゆゑハ覚え升から御話しをし

てゐる僕でさへ躰屈して欠伸ばかり出る事なれバさぞ
の本を見てゐらるゝ看客諸君もなほさら躰屈なさ
れて欠伸が遂に坐睡りか小言までも変ることでござらう
されどあまりやかましき鎗の出ぬうち一寸一服やらかして
あとはまた下の巻でゆるりと話しやませう足下も
さうだあまり立身上りてゐらるゝ時は竟に腹形が
こはくなりて疝氣か寸白でも起らんも忌先ならで
一ト休なされよう氣を落付けてお茶でも一杯召上りま
せ

開化問答二篇上終